

令和2年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業 補助金交付申請の手引き

※お願い※

- ◆ この「補助金交付申請の手引き」と「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱」を十分にご確認いただいたうえで申請を行ってください。
- ◆ 「一般財団法人宮城県建築住宅センター」が、宮城県の補助を受け、スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の申請窓口・審査・支払いを一括して行います。

【お問い合わせ先、申請書の提出先】

一般財団法人宮城県建築住宅センター 住宅保証課
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20 ふるさとビル6階
TEL 022-265-3605 FAX 022-213-2789
ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp>
メールアドレス sumaene@mkj.or.jp

【窓口開設期間】（交付申請の受付期間は、6ページに記載のとおりです）

窓口開設期間 令和2年5月11日（月）～令和3年3月31日（水）

受付時間 8:45～12:00 及び 13:00～17:00

休業日 土・日曜日、国民の祝祭日、8月13日（木）、8月14日（金）、12月29日（火）～1月3日（日）

お願い：新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請や相談のために窓口にお越しいただくことは、極力ご遠慮ください。お越しいただく必要がある場合は、事前のご予約をお願いいたします。

本手引きは補助金交付申請に当たり、補助金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱及び宮城県建築住宅センターの定めるところにより運用されます。

令和2年4月

目次

事業概要 P 1 - 5

- 1 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金について
- 2 補助対象者、補助対象住宅
- 3 補助対象設備等、補助金額
- 4 補助対象となる設備等の要件
 - (1) 太陽光発電システム（通常型）
 - (2) 太陽光発電システム（ZEH 型）
 - (3) 地中熱ヒートポンプシステム
 - (4) 蓄電池
 - (5) V 2 H（住宅用外部給電機器）
 - (6) 家庭用燃料電池（エネファーム）
 - (7) 既存住宅省エネルギー改修

募集方法 P 6 - 8

…手続きの流れや、補助金申請に関する注意事項について解説しています。

申請時の提出書類 P 9 - 2 0

…申請書や添付書類の作成方法について解説しています。

事業概要

1 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金について

(みやぎ環境税活用事業)

家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的に、下記の6つの設備導入・工事を行った県民に対して、経費の一部を補助します。

- ①太陽光発電システム（通常型／ZEH 型）
- ②地中熱ヒートポンプシステム
- ③蓄電池
- ④V 2 H（住宅用外部給電機器）
- ⑤家庭用燃料電池（エネファーム）
- ⑥既存住宅省エネルギー改修

この事業の実施については、「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業の補助金交付申請をされる方は、本手引きのほか、要綱もご一読いただき、その内容を十分理解したうえで、手続きを行ってください。

2 補助対象者、補助対象住宅（要綱第3、4参照）

下記の全ての要件を満たす方と住宅が対象となります。

【要件】

- ① 宮城県内に住所を有する個人または宮城県内に本拠を置く法人（個人事業主を含む）であること。
 - ・補助対象者が法人または個人事業主の場合は、申請する住宅が住居用途として登記され、かつ、法人の代表者が居住する場合に限り補助の対象となります。
- ② 全ての県税に未納がないこと。
- ③ 暴力団員または暴力団関係事業者でないこと。
- ④ 太陽光発電システムを設置する方は、「みやぎスマエネ倶楽部」へ参加すること。
★みやぎスマエネ倶楽部とは？ ⇒ P 20
- ⑤ 補助対象住宅が宮城県内に所在し、申請者自らが居住していること。
 - ・住宅の所有者が、単身赴任等で申請住宅以外にお住まいの場合でも、生計を同一にする親族が居住している場合は補助の対象となります。（申請住宅の登記上の所有者以外の方は、申請することができません。）
 - ・賃貸住宅やセカンドハウス等、申請者本人または生計同一者が居住していない住宅は対象になりません。

3 補助対象設備等、補助金額

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	太陽光発電システム	通常型：4万円/件 ZEH型：8万円/件
	地中熱ヒートポンプシステム	経費の1/5（上限50万円）
蓄エネ	蓄電池	6万円/件
	V2H（住宅用外部給電機器）	6万円/件
省エネ	家庭用燃料電池（エネファーム）	12万円/件
	既存住宅省エネルギー改修	（下記参照）

○省エネ改修の補助金額

補助対象			補助金額	
窓等 開口部	内窓設置、外窓交換 （外枠の面積）	2.8㎡以上	20,000円/箇所	上限 10万円
		1.6㎡以上2.8㎡未満	14,000円/箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満	8,000円/箇所	
	ガラス交換 （ガラスの面積）	1.4㎡以上	7,000円/枚	
		0.8㎡以上1.4㎡未満	5,000円/枚	
		0.2㎡以上0.8㎡未満	2,000円/枚	
ドア交換	開戸1.8㎡以上、引戸3.0㎡以上	25,000円/箇所		
	開戸1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸1.0㎡以上3.0㎡未満	20,000円/箇所		
外壁等	外壁	①別紙判断基準により、規定の熱抵抗値を満たす。※	全部位 100,000円 部分 50,000円	
	屋根・天井	②部位毎に、下表の最低使用量を上回る場合は右の全部位として、下表の最低使用量を下回るものの括弧内の数量を上回る場合は、右の部分として申請が可能。	全部位 32,000円 部分 16,000円	
	床		全部位 60,000円 部分 30,000円	

※「全部位」または「部分」とは、住宅の全てまたは一部だけを施工したことを指すわけではなく、施工量によって判断します。例えば、外壁にCランクの断熱材を施工する場合、6㎡以上施工すれば、施工範囲が外壁全てでなかった場合でも「全部位」として申請できます。逆に、外壁の一部に施工したとしても施工量が2.9㎡の場合は、「部分」の使用量に該当しないため、補助金は申請できません。

※断熱材の最低使用量

断熱材区分	熱伝導率 【単位：W/㎡・K】	断熱材最低使用量【単位：㎡】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、B、C	0.052~0.035	6.0 (3.0)	6.0 (3.0)	3.0 (1.5)
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)	3.5 (1.8)	2.0 (1.0)

・断熱材区分は要綱別紙判断基準をご覧ください。

4 補助対象となる設備等の要件（要綱第5参照）

（1）太陽光発電システム（通常型）

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- ア 電気事業者と電力供給契約を締結し、**電力供給開始日が令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間**であること。
- イ 太陽光発電システムにより発電した電気が、申請住宅の住居部分のみで消費されていること。
- ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により、10kW未満の太陽光発電設備の認定を受けていること。
- エ 新設または増設のもので、未使用品であること。

- ・増設の場合も、既設分を合わせた公称最大出力の合計値10kW未満であることが必要です。
- ・未使用品とは、一度も系統連系を行ったことのないものをいいます。
 - ★太陽光発電システムが搭載されているモデルハウスを購入した時は？
⇒電力供給契約が締結されていない太陽光発電システムが設置されており、申請者自身が新規に供給契約を締結した場合は、補助対象になります。
 - ★共同住宅に太陽光発電システムを導入した場合は？
⇒住宅所有者が自ら設置し、かつ発電した電力を所有者が居住する住戸のみで使用する場合は、補助対象になります。
 - ★住宅に隣接する倉庫の屋根や野立てでパネルを設置、または併用住宅に設置する場合は？
⇒発電した電気が住居部分のみで消費されていれば対象になります。この場合、そのことを示す配電図もしくは単線結線図を提出してください。

（2）太陽光発電システム（ZEH型）

（1）太陽光発電設備（通常型）の要件に加え、下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- ア 資源エネルギー庁がとりまとめた「ZEHの定義（改定版）〈戸建住宅〉」における『ZEH』または Nearly ZEH の定義を満たしていること。
- イ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る）にて、『ZEH』または Nearly ZEH であることを示す証書を取得していること。
- ウ HEMSを導入していること。
- エ 既存住宅は、住宅全体の省エネルギー改修を行うこと。

- ・ZEH型に該当することは、下記いずれかの書類等で確認いたします。
 - ①アに該当する国（SII）の補助金を受けている場合、交付決定通知書または確定通知書
 - ②BELS等の省エネ性能表示で『ZEH』または Nearly ZEH であることを示す評価書等、HEMS保証書

(3) 地中熱ヒートポンプシステム

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- ア 工事を完了した日が、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。^{※1}
- イ COP 3.0以上のも。^{※2}
- ウ 地中熱交換器（熱交換井等も含む）が適切な深度または総延長を有し、十分な採熱・放熱ができるもの。
- エ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するもの。

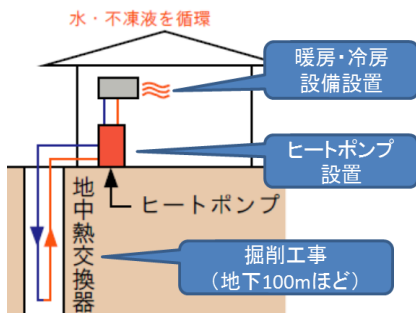
※1 工事が完了した日は、補助対象設備概要書（様式1別紙1）の記載により確認します。

※2 COP（Coefficient of Performance）：冷暖房機器のエネルギー消費効率をチェックするための係数。
 $[COP = \text{冷暖房能力}(kW) \div \text{冷暖房消費電力}(kW)]$

クローズドループ方式、オープンループ方式のいずれかを問わずご申請いただけます。

○補助対象経費（補助金額：補助対象経費^{※3}の1/5、上限50万円）

…補助対象機器（付帯機器を含む）の購入費用及び設置にかかる工事費用（機器設置と一体不可分の工事に限る。）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。（千円未満切り捨て）



◀地中熱ヒートポンプシステム導入のイメージ
 （クローズドループ方式）

- ・補助対象経費（※3）
- …ヒートポンプや冷暖房機器の購入費、設置費、掘削工事費等
- ・補助対象外となる経費の例
- …調査費、設計費、管理費、手数料、諸経費等

(4) 蓄電池

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

ア 国の ZEH 補助金の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されているものであること。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>（31年度以降補助対象商品のみ）

イ 電気事業者と10kW未満の電力受給契約を締結している太陽光発電システムを、既に設置しているか、または蓄電池と併せて新たに設置すること。

ウ 補助対象設備を購入した際の領収書に記載された領収日が、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。

もしくは領収日が、令和元年6月1日から令和元年11月30日の間であり、かつ、電力受給開始日が令和元年12月1日以降であること。

エ 蓄電池から供給される電力が、申請住宅の住居用途部分のみで消費されていること。

オ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

○補助対象期間のイメージ

令和元年度（平成31年度）に蓄電池を導入したものの、太陽光発電の受給契約に係る手続きが遅れ、県の補助金を申請できなかった方も申請できるよう、特例期間を設定しています。

	R1.6.1	R1.11.30	R1.12.1	R2.11.30
領収日	特例期間 R1.6.1～R1.11.30 （電力受給開始日が R1.12.1 以降の場合に限る）		本来の期間 R1.12.1～R2.11.30 電力受給開始日は問わない	

(5) V2H (住宅用外部給電機器)

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- ア 国のV2H補助金の補助対象充電設備のうち「V2H」として登録されているものであること。
http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/h31/h31_jougen_meigara.pdf
(平成31年度以降のものに限る)
- イ 電気事業者と10kW未満の電力受給契約を締結している太陽光発電システムを、既に設置しているか、またはV2Hと併せて新たに設置すること。
- ウ V2Hの設置に係る領収書等に記載された領収日が、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。
- エ V2Hから供給される電力が、申請住宅の住居用途部分のみで消費されていること。
- オ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

(6) 家庭用燃料電池 (エネファーム)

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- ア 「家庭用燃料電池システム導入支援事業」における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会(以下「FCA」という。)により指定されているものであること。
<http://www.fca-enefarm.org/subsidy02/outline/page03.html>
- イ 補助対象設備を購入した際の領収書に記載された領収日が、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。
- ウ 家庭用燃料電池から供給される電力及び熱が、申請住宅の住居部分のみで消費されていること。
- エ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

(7) 既存住宅省エネルギー改修

下記の基準を満たす既存住宅の断熱改修工事が対象となります。

- ア 改修工事を完了した日^{※1}が、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの間であること。
- イ 窓等開口部の断熱改修工事を行う場合は、改修する部屋または区画(以下「部屋等」という。)の外気に接する窓等全てを行うこと。^{※2}ただし、ウの性能を満たす窓等が既に設置されている場合、または200mm×300mm以下のガラスを用いた小窓は改修しなくてもよい。
- ウ 屋根または天井、壁、床の断熱改修工事を行う場合は、改修する部屋等に関係した申請対象部位を全て行うこと。^{※3}
- エ 断熱改修工事に使用する建具や断熱材は、要綱別紙判断基準以上の断熱性能を有するものであること。

※1 工事が完了した日は、工事概要書(様式第1号別紙2)の記載により確認します。

※2 一部の部屋等において、基準値を満たさないガラス入り建具がある場合、原則としてその部屋等のガラス入り建具は申請できませんが、基準を満たす他の部屋等の申請は可能です。

※3 例えば、北及び西側に外気に接する壁がある部屋等の場合、北側の壁しか改修しない場合は申請できません。壁を全面施工していれば、屋根または天井・床を施工していなくても、壁分の申請は可能です。

募集方法

【募集の方法】

- ・本事業では、一次募集から四次募集まで期間を定め、受け付けます。
- ・補助対象設備等毎に定めている**基準日が、対象期間に合致する募集にのみ申込みが可能**です。
- ・基準日が合致しない期の募集には応募できませんので、ご注意ください。
- ・申込にあたっては、申込書1枚のみを、メール、FAX、郵送のいずれかの方法で提出してください。（新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間については、窓口への提出は極力ご遠慮ください。）メールによる申込の場合は、受信確認のメールを返信いたしますので、申込書が届いたことを確実に確認したい場合は、極力メール（または配達記録付の郵便）をご利用ください。

■募集期間・対象期間・予算額

募集区分	受付期間	対象基準日	予算額（円）
一次募集	6月1日(月)～6月12日(金)	令和元年12月1日～4月30日	111,520,000
二次募集	8月24日(月)～9月4日(金)	5月1日～7月31日	68,000,000
三次募集	10月5日(月)～10月16日(金)	8月1日～9月30日	46,240,000
四次募集	11月30日(月)～12月11日(金)	10月1日～11月30日	46,240,000

■補助対象設備等基準日の確認方法

補助対象設備等	基準日	確認書類
太陽光発電システム	太陽光受給契約開始日	太陽光受給契約確認書
蓄電池、V2H、家庭用燃料電池	領収書の領収日	領収書
地中熱ヒートポンプシステム、省エネ改修	工事完了日	様式第2号別紙2（工事概要書）

（例）太陽光受給契約開始日が令和2年4月20日の方→一次募集にのみ申込可能
 省エネ改修の工事完了日が令和2年5月10日の方→二次募集にのみ申込可能

- ・各募集において申込総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。
- ・ただし、宮城県における再エネ熱利用を促進する観点から、「地中熱ヒートポンプシステム」は、抽選の対象とならず、優先的に採択されます。
- ・募集区分毎に、総申込額が予算額を上回った場合は抽選を実施いたします。（失格・辞退者が出た場合は、抽選順位に従って繰り上げいたします。）総申込額が予算を下回った募集区分の残予算については、四次募集終了後に、交付できなかった申込者の中から再度繰り上げを実施いたします。（下記抽選のイメージを参照してください）

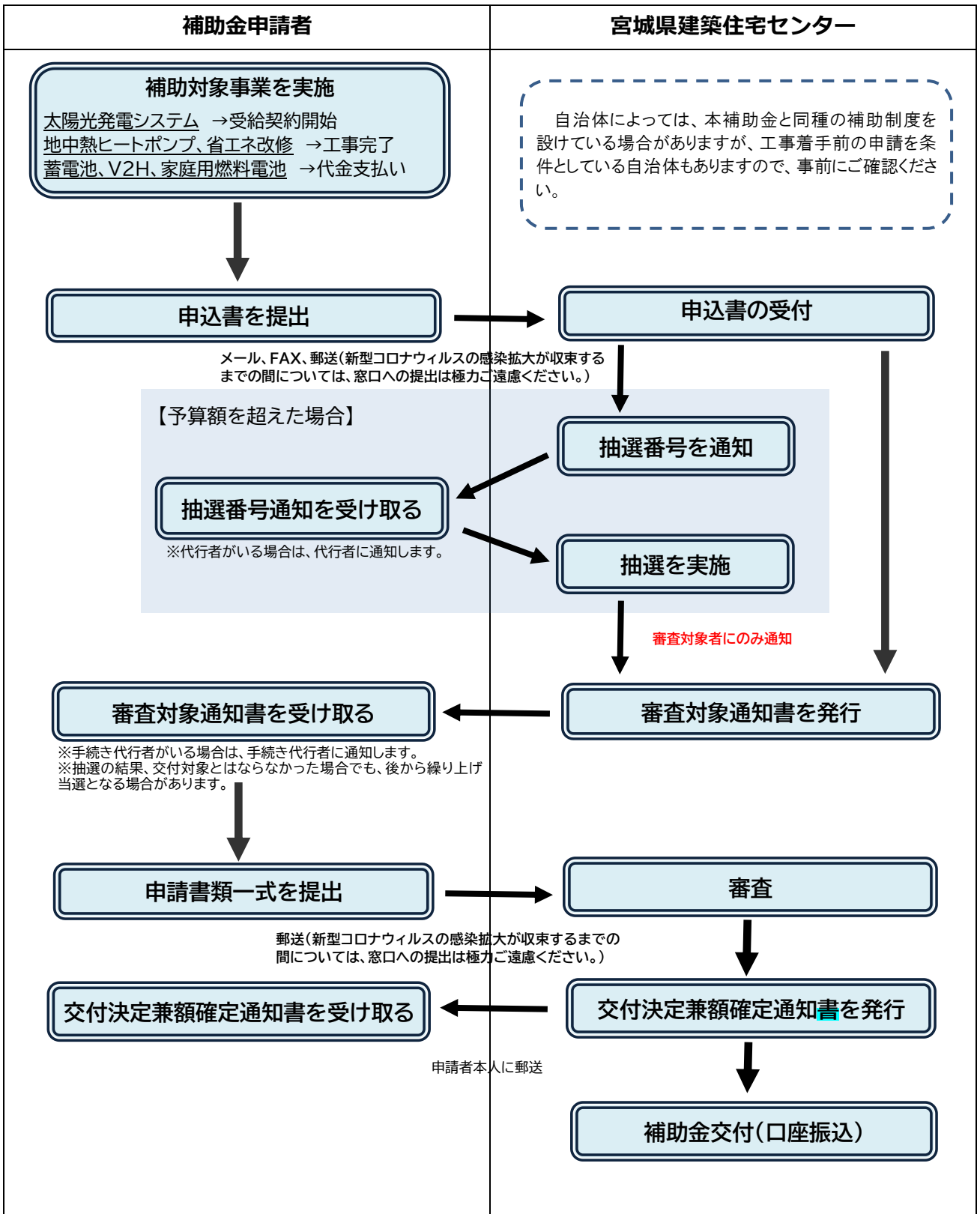
●抽選のイメージ

例：一・三次募集で総申込額が予算を上回り、二・四次募集で総申込額が予算を下回った場合。

募集区分	予算額 (a)	総申込額 (b)	差し引き (a - b)	抽選 実施	交付できない 申込者数	繰り上げ区 分順位※
一次募集	111,520,000	113,000,000	-1,480,000	実施	25	1
二次募集	68,000,000	67,000,000	1,000,000	-	-	-
三次募集	46,240,000	47,000,000	-760,000	実施	13	2
四次募集	46,240,000	46,000,000	240,000	-	-	-

※ 交付できない申込者数多い順に残予算の繰り上げ区分順位を決定し、残予算が無くなるまで、一次募集1位、三次募集1位、一次募集2位、三次募集2位・・・の順番で繰り上げる。

【申込から交付までの流れ】



- ・ 審査対象通知書を受け取った方がのみが交付申請書を提出できます。
- ・ 審査対象通知書を受け取った場合でも、通知に記載の指定期日までに必要書類を提出できない場合や、申請書類を審査した結果、要件に該当しないと判断された場合は、交付決定とはなりません。

【補助金を受ける際の注意点】

(1) 申込

- ・様式第1号に必要事項を記入の上、表紙に記載の申請窓口へ、郵送またはメール、FAXのいずれかの方法で提出してください。申込の手段及び理由の如何に関わらず、申込最終日の17時までに宮城県建築住宅センターに届かなかった場合は、申込受付とはなりません。(新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間については、窓口への提出は極力ご遠慮ください。)メールによる申込の場合は、受信確認のメールを返信いたしますので、申込書が届いたことを確実に確認したい場合は、極力メール(または配達記録付の郵便)をご利用ください。
- ・交付対象外となり申請書類の返却を希望する場合は、切手を貼った返信用の封筒を郵送してください。

(2) 交付申請

- ・申込の後、宮城県建築住宅センターから「審査対象通知書」を受け取った(手続代行者が申込書を提出した場合は、代理者にのみ通知します。)場合にのみ、交付申請が可能です。
- ・様式第2号に必要事項を記入のうえ、表紙に記載の申請窓口へ、郵送により提出してください。(郵送の場合、簡易書留など配達記録が残る方法で提出してください。新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間については、窓口での提出は極力ご遠慮ください。)
- ・交付申請書類に不備がある時は、当該不備に係る補正が完了した時点で提出があったものとします。
- ・不備を指摘してから2週間経過しても不備が解消されない場合、お預かりした申請書類を返送いたします。
- ・提出された書類に不備があった場合、原則としてメールにより連絡をいたしますので、申請書には、添付ファイルが受信可能なメールアドレス及び平日の日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

(3) 補助金交付決定及び額の確定

- ・交付申請書の提出があった時は、その内容を審査し、要件に適合すると認められる時に、交付決定をします。
- ・交付決定兼確定通知書は、申請者本人に郵送します。手続代行者には通知しません。
- ・送付された交付決定兼確定通知書は、令和4年3月31日まで大切に保管してください。確定申告に必要な場合がありますが、紛失した場合の再発行は原則できません。

(4) 補助金の交付

- ・指定の口座に「ザイ ミヤギケンケンチュク」の名称で振り込まれます。
- ・申請書の不備がない状態から振込までの所要日数は40日程度です。申請者に通知される交付決定兼確定通知書に、振込予定日が明示されます。

(5) 手続代行者

- ・申請者は、補助対象設備の販売をする業者等に手続きの代行を依頼することができます。
- ・手続代行者は、申請者から依頼された手続きを信義に従い誠実に実施しなければなりません。
- ・手続代行者が申請を代行する場合であっても、必ず申請者ご自身で申請内容を確認してください。

(6) 取得財産の管理等

- ・補助金受給者は、補助金が交付された設備又は住宅(以下、取得財産という)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければなりません。
- ・天災地変その他補助金受給者の責に帰すことのできない理由により、取得財産がき損され、または滅失したときは、き損・滅失届(様式第3号)によりその旨を理事長に届け出なければなりません。
- ・補助金受給者は、令和4年3月31日までは、取得財産を処分(※)することができません。やむを得ず処分をする場合には、財産処分承認申請書(様式第4号)を理事長に提出しなければなりません。この場合、補助金の全部または一部の返還が必要になります。
※処分とは、補助対象設備等を譲渡・貸与・担保供与・廃棄等を行うことを指します。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還等

- ・不正な手段により、または要綱の規程に反して補助金の交付決定を受けた場合、あるいは交付決定の内容に違反した場合等には、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

申請時の提出書類

以下の書類を、申請する区分に応じて1部提出してください。

- ・原本提出が求められる公的書類は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間を有効期間とします。（センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。）
- ・全ての書類は、原則としてA4版かつ片面使用で提出してください。写真や領収書等のサイズが小さい書類もA4版の紙に添付して大きさを揃えてください。また、A4版に縮小すると記載内容が識別できない書類は、A3版に印刷してください。
- ・申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ホチキス止めせずにクリップまたはダブルクリップで左上を綴じてください。

【提出書類リスト】 ● 必須の書類 ○ 場合によっては必要な書類 ◎ いずれかが必要な書類

	提出書類	太陽光	太陽光 N・E 型	地中熱	蓄電池	V2H	エネファーム	省エネ改修	参照 ページ	様式
1	提出書類チェックリスト	●	●	●	●	●	●	●	P10	
2	交付申請書	●	●	●	●	●	●	●	P10	様式第2号
3	住民票抄本	●	●	●	●	●	●	●	P10	
4	県税納税証明書	●	●	●	●	●	●	●	P10・11	
5	契約書の写し	●	●	●	●	●	●	●	P12	
6	振込口座通帳の写し	●	●	●	●	●	●	●	P12	
7	写真（住宅全体・設備）	●	●	●	●	●	●	●	P12～14	参考様式3
8	領収書の写し	○	○		●	●	●		P14	参考様式2、4
9	保証書の写し			●	●	●	●		P15	
10	受給契約確認書の写し	●	●		●	●			P15	
11	工事箇所・内容を示した図面	○		●				●	P15～17	
12	カタログ、仕様書の写し			●				○	P17	
13	見積書の写し	○		●	○	○	○		P17	
14	建物登記簿謄本等							●	P17	
15	納品書・出荷証明書の写し							●	P17	参考様式5
16	みやぎスマエネ倶楽部入会申込書	●	●						P18	
17	国 ZEH 補助金の交付決定通知または確定通知の写し		◎						P18	
18	建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示及び HEMS 保証書		◎						P18	
19	その他理事長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○	○	○	P18・P19	参考様式1

1 提出書類チェックリスト

- ・該当する項目全てにチェックを入れ、申請書類と合わせて提出してください。

2 交付申請書・設備概要書

- ・申請するメニューにより様式が異なりますので、間違えないようご注意ください。

〈太陽光、地中熱、蓄電池、V2H、家庭用燃料電池の場合〉

交付申請書兼完了報告書（様式第2号）＋補助対象設備概要書（様式第2号別紙1）

〈省エネ改修の場合〉

交付申請書兼完了報告書（様式第2号）＋工事概要書、工事内容書（様式第2号別紙2、3）

3 住民票抄本

- ・有効期間は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間とします。
(センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。)
- ・申請者本人分のみ必要です。世帯全員分を取得した場合は、取得した全ページを提出してください。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。
 - ★これから転居される住宅へ補助対象設備等を設置される場合、住民票異動後に申請してください。
ただし、以下の場合は、住民票の異動前に申請することができます。
 - ・省エネ改修の場合は、改修後1年以内に転居の予定があれば申請できます。
 - ★申請者本人が申請住宅に居住しておらず、申請者と生計を同一にする親族が居住している場合は、申請者本人の住民票に加え、追加の書類提出が必要となります。⇒P18（19その他理事長が定める書類）

4 県税納税証明書（申請書の書き方は11ページ参照）

- ・有効期間は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間とします。
(センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。)
 - ・申請者本人分が必要で。
 - ・納税証明書とは、全ての県税に未納が無いことを県税事務所長が証明したもので、下記の県税事務所から発行を受けることができます。(宮城県内に住民票がない、または非課税の方でも取得可能です。)
- ※誤って県税納税証明書ではない、市町村発行の納税証明書または課税証明書を提出される例が散見されていますので、ご注意ください。

No.	事務所名	担当班	電話番号	所在地
1	宮城県大河原県税事務所	納税第二班	0224-53-3111(代)	柴田郡大河原町字南 129-1
2	宮城県仙台南県税事務所	納税第二班	022-248-2986	仙台市太白区長町 7-22-20
3	宮城県仙台中央県税事務所	納税部 収納管理班	022-715-0625	仙台市青葉区上杉 1-2-3
4	宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	022-275-9122	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
5	宮城県塩釜県税事務所	納税第二班	022-365-4194	塩竈市錦町 5-28
6	宮城県北部県税事務所	納税第二班	0229-91-0704	大崎市古川旭 4-1-1
7	宮城県北部県税事務所 栗原地域事務所	税務班	0228-22-2111(代)	栗原市築館藤木 5-1
8	宮城県東部県税事務所	納税第二班	0225-95-1411(代)	石巻市あゆみ野 5-7
9	宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	税務班	0220-22-6111(代)	登米市迫町佐沼西佐沼 150-5
10	宮城県気仙沼県税事務所	納税班	0226-24-2121(代)	気仙沼市字赤岩杉ノ沢 47-6

《県税納税証明書申請書の書き方》

班 長		班 員		担 当 者	
--------	--	--------	--	-------------	--

納税証明書交付申請書

宮城県 県税事務所長 殿 年 月 日

代理人（代理人申請の場合のみ記入）

住 所

氏 名 印

電話番号 ()

納税義務者

住（居）所
又は所在地 **申請者の住所**

（ふりがな）

氏名又は名称 **申請者の氏名** 印

及び代表者名

電 話 番 号 () **申請者の電話番号**

個人番号又は
法人番号

※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。
該当する□にレ点を記入し、必要事項を記入してください。

<p>①使用目的 （この申請書は使用目的ごとに作成すること。）</p>	<p><input type="checkbox"/> 金融機関への融資申込み</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業の許可申請</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業の変更等の届出</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車の（名義変更・抹消登録・譲渡） 宮・宮・仙 台</p> <p><input type="checkbox"/> ※宮城県入札参加資格等承認申請 （物品調達等・建設工事・建設関連業務）</p> <p><input type="checkbox"/> ※酒類（販売・製造）業の免許要件の確認書類 （滞納なし・滞納処分）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 補助金申請のため ）</p>	
<p>を①記載する必要はありません。</p>	<p>②証明事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 納付すべき額、納付済額、未納額</p> <p><input type="checkbox"/> 申請前2年以内に納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 未納がないこと</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<p>③税目</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<p>④期別 事業年度</p>	<p>年度 年 月 日から平成 年 月 日</p> <p>年度 （記入不要です） 年 月 日</p> <p>年度 年 月 日から平成 年 月 日</p>
<p>⑤請求通数</p>	<p>通</p>	

注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。

注2 法人県民税・法人事業税が証明内容に含まれる場合（全ての県税について未納がないことの証明も含む）納税義務者は本社となります。

注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印（実印）を押印してください。

注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。

注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。

注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。

注7 ④期別事業年度に表してある年度について、個人事業税は期別（事業年）として取り扱います。

宮城県収入証紙貼付欄	宮城県収入証紙貼付欄
宮城県収入証紙貼付欄	宮城県収入証紙貼付欄

県機関使用欄

通 枚 円

【申請方法】

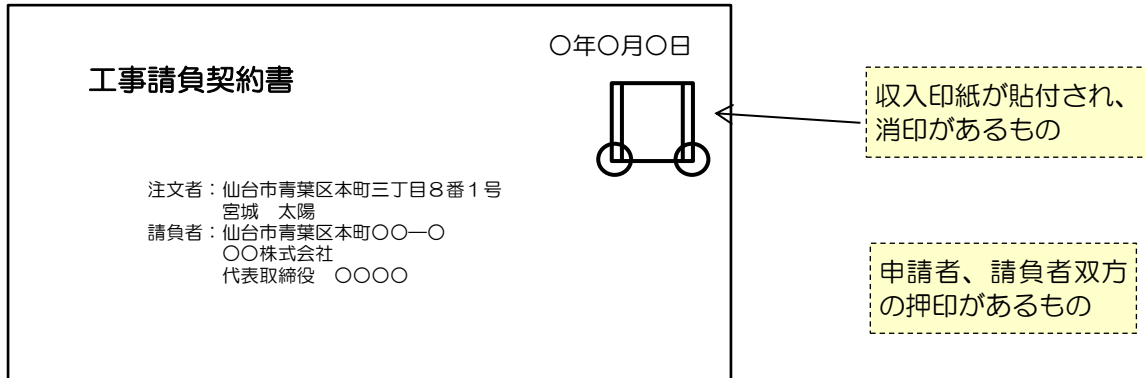
- 納税証明書交付申請書は各県税事務所（扇町出張所を除く。）窓口にありますので、必要事項を記入のうえ、申請してください。
- 申請書はこちらからダウンロードもできます
→ <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/756831.pdf>
- 納税義務者本人以外の方が申請する際は、「委任状」が必要となります。また、窓口に来所する方の確認できるもの（運転免許証、保険証、住民票等）を持参してください。
- 納税義務者本人が申請する場合についても、本人確認ができるものを持参してください。
- 県税を納付して1週間以内の場合は、その領収書を交付窓口を持参してください。
- 発行手数料が1通400円かかりますので、発行手数料を持参ください。

5 契約書等の写し

- ・申請者が契約者となっている工事請負契約書、売買契約書等をご提出ください。
- ・申請者を含む共有名義も可、注文書と注文請書のセットでも可。
- ・①発注者及び受注者の記名押印、②補助対象設備を申請住宅に導入したことが確認できる、③印紙が貼付されたページの写しを提出してください。約款等その他のページは不要です。

★申請者以外が契約している場合 (⇒P18 をご確認ください。)

《参考》



6 補助金振込口座通帳の写し

- ・申請者本人のものであり、金融機関名、支店名、口座名義、口座番号などの口座情報が記載されている見開きページの写しを提出してください。(支店名が現存することをご確認ください)
- ・ネットバンキング等の通帳を発行しない金融機関の場合、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座名義が確認できるキャッシュカードのコピーまたは Web 画面のコピー等を貼付してください。(A4 版用紙に文字等が識別できる濃さでコピーしてください。)
- ・補助金振込口座は、普通(総合)口座以外は指定できません。

7 写真(補助対象設備等を設置した住宅の全体、補助対象設備)

- ・申請住宅の全体と設備の設置を確認できるカラーの写真を提出してください。
- ・写真台紙として(参考様式3)を用意していますが、使用しなくても構いません。
- ・小さいサイズで印刷した場合、A4サイズの紙に貼付して提出してください。
- ・写真が不鮮明な場合は、再提出をお願いする場合があります。
- ・太陽光発電システムの場合、パワーコンディショナーの銘板の写真が必要となります。

〈住宅の全体写真〉

一方向からでは、全体の撮影ができない場合は、複数の方向から撮影してください。



- * 全景写真には補助対象設備が写ってなくても構いません。
- * 集合住宅の場合は、集合住宅全体の写真(下から見上げる全景と、部屋の番号が分かる住戸の前を撮影してください。)



〈太陽光発電システム〉

- ・ 太陽電池モジュールの全体写真



- ・ パワーコンディショナーの銘板の写真
(銘板の文字等が鮮明に読み取れること)



* ガレージの上など、電気を使用する住戸と離れた場所にパネルを設置した場合は、パネルが設置されている場所と、電力が使用されている場所の両方の写真が必要です。

〈地中熱ヒートポンプシステム〉

掘削孔の施工写真、地中熱ヒートポンプの写真、補助対象となる空調設備・給湯設備等の全ての写真(型番・製造番号が確認できる銘板の写真を含む)

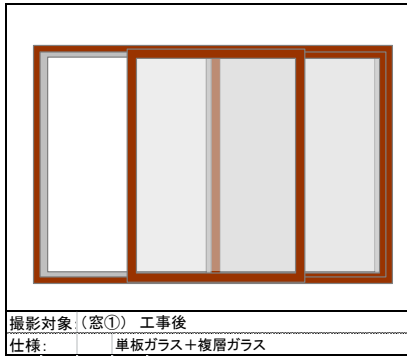
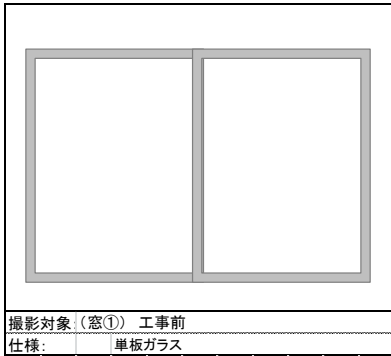
〈蓄電池、家庭用燃料電池、V2H〉

補助対象設備本体の全体写真、型番・製造番号が確認できる銘板の写真(銘板の文字等が鮮明に読み取れること)

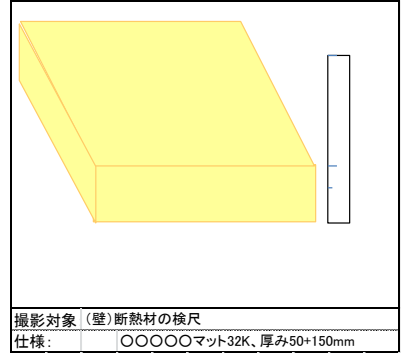
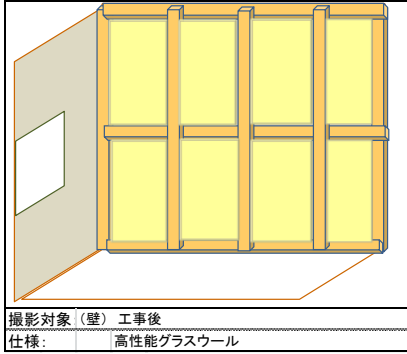
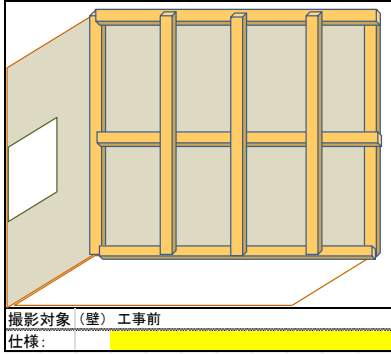


〈省エネルギー改修工事〉

- ・ 窓等開口部は、窓毎に工事前と工事後の写真を撮影し、写真台紙等に工事内容書と一致する窓番号を必ず記載してください。
- ・ 外壁等断熱材は、申請区分毎(壁と床を施工する場合はそれぞれ)に工事前と工事後の写真を1枚ずつ撮影し、写真台紙等に工事部位を記載してください。工事前写真は、仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を、工事後写真は、断熱材の施工を完了しスケール等により施工厚さが確認できる状態で撮影してください。
- ・ 既存断熱材の性能を加えなければ基準に達しない場合、既存断熱材が確認できる写真も必要です。
- ・ 本ページに示されている記載内容の条件を満たしていれば、他の補助金申請に使用した様式の写しを提出しても差し支えありません。



- *内窓設置の場合は、窓をずらして撮影するなど、二重であることが分かるように撮影。
- *カーテンや家具などで窓が隠れている場合は認められません。
- *仕上げ材施工後の断熱材が見えない状態の写真では認められません。
- *既存の断熱材の性能と併せて基準に適合する場合は、既存の断熱材が確認できる写真が必要です。



8 補助対象設備を購入した際の領収書等の写し

下記の全ての内容が記載された領収書をご提出ください。

- ・申請者宛てのものであること。(申請者を含む共有名義も可)
- ・施工(販売)業者の押印及び印紙が確認できること。(印紙税納付済等により、印紙の貼り付けを必要としない領収書については、その旨が記載されていることを確認してください。)
- ・領収日、設置した設備が記載されており(※)、補助対象設備を購入したことが確認できること。
※領収書の但し書き等に「太陽光発電システム設置代」「蓄電池購入費として」などと、補助対象製品の代金であることが記載されている必要があります。ただし、メーカー名・型式までの記載は不要です。
※これらの記載がない場合は、対象設備の費用が含まれていることが確認できる見積書、あるいは領収書内訳書(参考様式2)を作成し、提出してください。

★太陽光発電システムは、契約書または見積書において、太陽光発電システムを設置したことを確認できる場合は、領収書の添付を省略することができます。

★分割払いやローン支払いの場合など、領収書が発行されない場合

…一部代金を支払い、所有権が移転していれば申請することができます。この場合、代金受領書(参考様式4)を作成し、提出してください。また、振込により代金の一部を支払った場合は、その振込の控えを提出してください。(分割により支払った場合は、最終支払の領収日を申請上の領収日とします。)

★宛名が申請者以外になっている場合 ⇒ P19 (19 その他理事長が定める書類)

《参考》

領収書		
金額	宮城 太陽 様 ←	申請者宛のもの
	¥*、***、***	
上記の金額正に領収いたしました。		
但し、蓄電池の機器費一式 1,500,000円(税抜)を含む ←		補助対象製品を購入したことが記載されているもの
領収日	○年 △月 □日	
	仙台市青葉区本町○○○	
	○○株式会社	
	代表取締役 ○○○○ ←	施工・販売業者の押印があるもの
収入印紙		

9 補助対象設備等の保証書の写し

- ・購入者名、販売店名、メーカー名や型番号等の製品情報が確認できる、申請者控え（お客様控え）の写しをご提出ください。
- ・太陽光発電システム（ZEH型）の申請で、国（S I I）のZEH補助金を受けていない場合には、HEMS（コントローラー等）の保証書の提出が必要です。（国ZEH補助金の交付決定通知書・確定通知書を提出する場合は不要です。）

10 太陽光受給契約確認書の写し

- ・申請住宅の最新のものをご提出ください。
（受給最大電力欄が10kW以上である場合は申請できません。）
- ・契約名義が申請者と異なる場合、別に「申立書」（参考様式1）の提出が必要です。

《参考》

太陽光受給契約確認書

このたび、「太陽光発電設備の系統連系および電力購入に関する契約要綱」（以下「受給契約要綱」といいます。）にもとづき申込みをいただきました系統連系ならびに太陽光発電設備からの電力売電の申込みにつきまして下記内容にて承諾いたします。

なお、本書は当社とお客さまとの受給契約に係わる確認書となりますので、受給契約要綱とあわせてご確認・保管いただきますようお願いいたします。

記

ご契約内容（以下の内容についてご確認ください）

ご契約名義	申請者と異なる場合申立書が必要				
受給地点 (発電設備設置場所)					
系統連系電圧	低圧	受給最大電力	10未満 kW		
配線方法	余剰配線		受電点における 3P3Eの設置	なし	
逆変換装置 (インバータ)	定格出力	kW	型式	認証番号	
電圧上昇抑制機能	進相無効電力制御		V	出力制御	V
特に指定が無い保護継電器の整定値は、認証証明書に記載の整定値といたします。					
太陽光発電設備以外の 自家用発電設備等の併設	なし		太陽光発電設備以外の 自家用発電設備等による 押上効果	なし	
購入単価	・買取制度の単価適用期間※ ※電力受給開始日以降、最初の検針日までの間、最初の検針日までの間、電力の検針日となります。 ・買取制度の単価適用期間終了後は、 ・電力受給開始日の変更により購入単価が変更となる場合は、あらかじめお知らせいたします。				
電力受給開始日	平成	年	月	日	設備認定番号
契約期間	契約期間は、受給契約が成立した日からその日が属する年度の3月31日までといたします。ただし、契約期間満了に先立ち、当社、発電者いずれからも申出がなく、受給契約要綱の28（契約の変更）、29（契約の廃止）、30（契約の解約）に該当する事由がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。				
その他	・上記に記載されていない契約事項につきましては、受給契約要綱によります。また、受給契約要綱が変更された場合は、変更後の受給契約要綱によります。				

太陽光発電システムの補助申請の場合は、令和元年12月1日～令和2年11月30日の間であること

11 工事箇所、内容が記された図面

〈太陽光発電システムの場合〉

- ・住居以外の住宅（納屋、ガレージ等）にシステムを設置した場合は、システム配置図に加え配電図（補助対象設備からの電力が住居部分で使用されていることがわかるもの）または単線結線図（質問5に

ついで、パネルと引込線が同一敷地内であるに○が記入されている場合に限る。)をご提出ください。

〈地中熱ヒートポンプシステムの場合〉

- ・設置位置を示す平面図及び掘削孔の深度等を確認できる立面図をご提出ください。

〈既存住宅省エネルギー改修の場合〉

- ・省エネルギー改修の補助を申請する場合は、下記の内容が全て記載された図面をご提出ください。
 - ①改修する部位、箇所数量等を明らかにすること（改修箇所ごとに工事内容書と一致する番号をつけること）。
 - ②改修する内容を箇所ごとに明らかにすること。
 - ③増築を伴う改修の場合は、増築部を明示すること。（増築部の断熱材の施工は補助対象外です。）
 - ④窓等について、5ページの（7）イに記載された理由により、改修を行う必要が無い窓等については、その理由を記載すること。（例：熱貫流率が既に3.49以下）
 - ⑤既存の窓を分割して複数の窓等を申請する場合は、分割前の窓等の面積と、分割後の各窓等の面積を記入すること。（分割した窓等は、既設の面積を上回らない範囲で申請可能です。）
 - ⑥間仕切り変更等により、窓等を移設して申請する場合は、移設前後の位置関係がわかるようにすること。（新設の窓等は対象外です。）
 - ⑦既存の窓等を小窓に分割する場合、既存の窓等の面積を上回らない範囲で申請が可能だが、その場合、既存及び分割して申請する小窓等双方の面積を、図面上に明記すること。
 - ⑧玄関から2階が吹き抜け構造になっている場合等、窓等を改修する部屋等が複数階に跨がる場合は、該当する全ての階の図面を提出すること。

《参考》

窓等開口部の場合

番号は、図示及び写真番号と一致させること。

断熱改修工事の内容を記した図面【記載例】

※手書きでもかまいません。

例

番号	改修後の仕様
窓①	構造：二重 材質：アルミ+樹脂 ガラス：単板+単板
窓② ～ 窓⑦	構造：一重 材質：樹脂 ガラス：低放射複層(12)
窓⑧	構造：二重 材質：アルミ+樹脂 ガラス：単板+単板
玄関	構造：引戸、一重 材質：木製 ガラス：低放射複層(12)

同一の「構造」「材質」「ガラス」を使用する場合は、まとめて記載して良い。

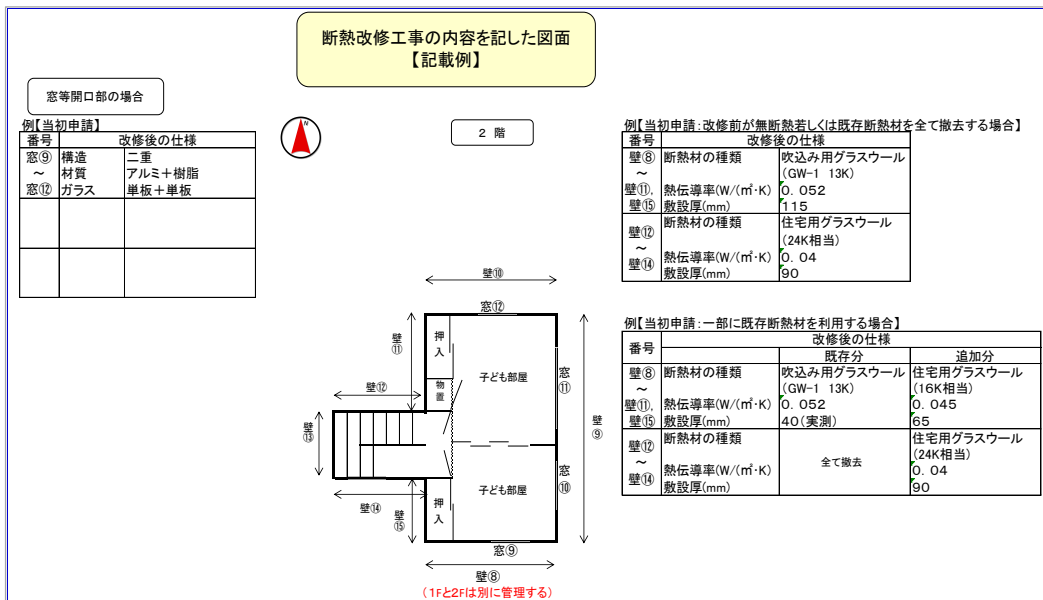
例【当初申請：改修前が無断熱若しくは既存断熱材を全て撤去する場合】

番号	改修後の仕様
壁①	断熱材の種類：吹込み用グラスウール (GW-1 13K)
壁③	熱伝導率(W/(m ² ·K))：0.052
壁⑦	敷設厚(mm)：115
壁④	断熱材の種類：住宅用グラスウール (24K相当)
壁⑥	熱伝導率(W/(m ² ·K))：0.04
	敷設厚(mm)：90

壁⑦の同一壁面でも、施工法、断熱材種類、厚さ等が異なる場合は別に作成)

(施工法、断熱材種類、厚さが同じ場合は、同一の壁面はまとめて可)

- 16 -



12 仕様書、カタログ等の写し

〈地中熱ヒートポンプシステム〉

- ・設備の要件 (COP3.0 以上であること) を確認できるもの。

〈省エネ改修〉

- ・ガラス交換の場合、既設の建具とセットにした後の熱貫流率がわかる資料を提出してください。
- ・外壁、屋根・天井、床の改修で、既設断熱材の性能も加える必要がある場合は、既設断熱材の熱貫流率がわかる資料を添付してください。

13 見積書

- ・地中熱ヒートポンプシステムの申請をする場合に必要です。
- ・補助対象設備等の本体・部材費用、及び一体不可分の工事費用が分かるもの。

14 建物の登記簿謄本等 (全部事項証明書)

- ・省エネ改修を申請する場合に必要です。
- ・建物について、所有者名、住所、建築時期、建物の用途が記載されているもの。
- ・登記簿謄本 (建物についての全部事項証明書) または登記情報提供サービスの写し、市町村発行の固定資産税納税証明書、令和2年度の固定資産税納税通知書の課税明細書の写しでも可です。(固定資産税通知書の写しの場合、上記に加え令和2年度のものであることがわかるページが必要です。)
- ・固定資産税通知書の写し以外の場合、有効期間は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間とします。(センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。)

15 納品書、出荷証明書の写し

- ・省エネ改修を申請する場合に必要です。
- ・参考様式5もしくはそれと同等の情報 (製品名称、寸法、数量、納品場所、納品日) が記載されている書類を提出してください。条件を満たしていれば、他の補助金申請に使用した様式の写しでも差し支えありません。
- ・窓等開口部の場合、工事内容書及び図面と同じ窓番号を余白に記載してください。

16 「みやぎスマエネ倶楽部」入会申込書

- ・太陽光発電システムを申請する場合に必要です。
- ・入会規約をお読みいただいた上で、入会申込書に必要事項を記入してください。
★「みやぎスマエネ倶楽部」とは？ ⇒P20

17 国 ZEH 補助金の交付決定通知書・確定通知書

- ・太陽光発電システム（ZEH 型）の申請で、国補助を受けている場合に必要です。
（国補助を受けていない場合は、18 の省エネ性能表示及び HEMS 保証書の提出が必要です。）

18 建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネ性能表示、HEMS 保証書

- ・太陽光発電システム（ZEH 型）の申請で、国 ZEH 補助を受けていない場合に必要です。
（国 ZEH 補助金の交付決定通知書または確定通知書を提出する場合は不要です。）
- ・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネ性能表示（BELS 等、第三者の認証を受けているものに限る）によるもので、『ZEH』または NearlyZEH であることを示すものであること。（BELS の場合、ZEH マークがついているもののみが対象となります。その他の表示制度については参考まで下記ウェブサイトをご覧ください。）
<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/info.html>
- ・HEMS 保証書は、HEMS を構成するコントローラー等の保証書の写しを提出してください。

19 その他理事長が定める書類

- 法人または個人事業主名義で申請する場合
⇒・法人の場合は商業登記簿謄本（現在事項全部証明書、発行から 3 ヶ月以内のもの）
個人事業主の場合は事業申告書の写しを提出してください。
- 申請者本人が申請住宅に居住しておらず、申請者と生計を同一にする親族が居住している場合
【添付書類】
 - ・申立書（参考様式 1 【単身赴任・生計同一者の住居に設置・住民票を異動できない場合等】）
 - ・申請者本人及び申請住宅に居住する生計同一者双方の本籍地が記載された住民票
（双方の住民票の本籍が不一致の場合は、住民票とは別に双方の関係を示す戸籍謄本等。）
 - ・申請住宅の最新の検針票（電気または水道のご使用量のお知らせ等）1 ヶ月分
- 住民票を異動できない場合 ※自己都合で異動できない場合は、原則補助対象となりません。
 - ・原発事故による影響で避難中の場合
⇒住民票の代わりに「届出避難場所証明書」を提出してください。
 - ・住民票を異動させることで、公立の保育園に通えなくなるなど、著しい不利益が生じる場合
⇒申請時まで住民票を異動する必要はありませんが、下記書類をご提出ください。
（著しく不利益になる状況が解消されたら、速やかに住民票異動の手続きをとってください。）
【添付書類】
 - ・申立書（参考様式 1 【単身赴任・生計同一者の住居に設置・住民票を異動できない場合等】）
 - ・申請住宅の最新の検針票（電気または水道のご使用量のお知らせ等）1 ヶ月分
- 申請者が改修後の申請住宅に転入する予定の場合
省エネ改修の補助を申請する場合に限り、既に県内に既存住宅を所有しており、かつ申請が受付された日付から 1 年以内に申請住宅に転入予定である場合に補助の対象となります。
【添付書類】 ・申立書（参考様式 1）

- 契約者や太陽光受給契約者の名義が申請者と異なる場合
契約者や太陽光受給契約者が申請者と生計を同一にする親族であれば申請ができます。

【添付書類】

- ・ 申立書（参考様式 1）
- ・ 申請者と契約者等が申請住宅共に居住している場合は、世帯全員分の住民票（続柄を省略しない。）
- ・ 契約者が申請住宅に居住していない場合は、双方の本籍地が記載された住民票（双方の住民票の本籍が不一致の場合は、住民票とは別に双方の関係を示す戸籍謄本等。）

みやぎスマエネ倶楽部について

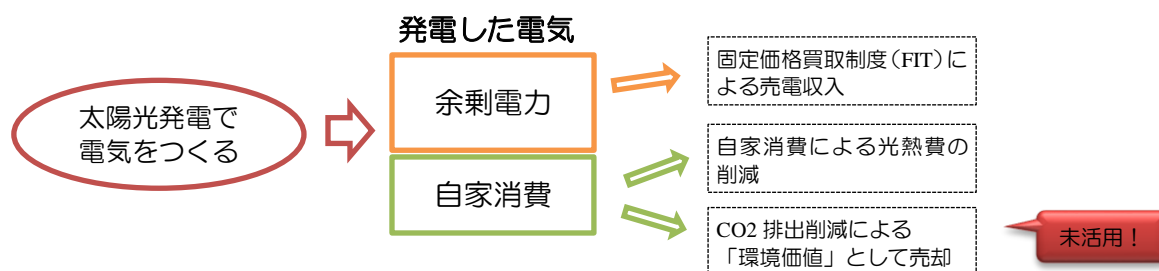
★みやぎスマエネ倶楽部とは？

…みやぎスマエネ倶楽部は、県民の皆様が設置した太陽光発電設備から生み出された環境価値（CO₂削減効果）を取りまとめ、国のJ-クレジット制度（※）を活用し、その環境価値を見える化するとともに、環境価値の取引により得られる売却益を環境教育事業等に活用することを目的として設立されました。

※省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出削減量をクレジットとして国が認証する制度。

★「環境価値」のとらえ方

…太陽光発電により作ったクリーンな電気を自家消費した場合には、同じ量の電気を使用したとしても、化石燃料由来の電気を使ったときに比べて、CO₂排出量が大幅に削減されます。そのため、太陽光発電により作った電気の自家消費には、「環境価値」があるとみなされます。一方、家庭における1件当たりのCO₂排出削減量はそれほど多くないため、「環境価値」の活用が十分に進んでいません。



★登録した後はどのようなのですか？



※実績報告は、エネルギー表示器等に表示される発電量・売電量を写真に撮ってメール等で行っていただきます。

※実績報告の依頼は年1回、秋から冬頃にお送りします。毎年全員に依頼するものではなく、年1000名程度を抽出し、対象者にのみ依頼いたします。（8年間の登録期間中、複数回の実績報告を依頼する可能性があります。）

★どんな人が「環境価値」を購入してくれるの？

…自社の製品製造で発生した二酸化炭素排出量とオフセット（相殺）することで、差別化・ブランディング化（例：CO₂フリーの商品）を図りたい企業等が購入するケースが多く見られます。

★環境価値の売却益はどのように使われるの？

…環境価値の売却益は、宮城県が実施する環境教育事業等に利用することにより、環境価値の見える化を図り、広く県民の皆様還元します。環境価値の売却益を活用した事業の詳細は、今後、ウェブサイトにて公表します。